○国土交通省告示第千百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5418号	救命いかだ（その他の救命いかだ）（その他の膨脹式救命いかだ）	6DK＋	VIKING LifeSaving Equipment A／S	Saedding Ringvej 13, Esbjerg V, Denmark
第5419号	〃	8DK＋	〃	〃
第5420号	〃	10DK＋	〃	〃
第5421号	〃	12DK＋	〃	〃
第5422号	〃	16DK＋	〃	〃
第5423号	〃	20DK＋	〃	〃
第5424号	〃	25DK＋	〃	〃
第5425号	〃	35DK＋	〃	〃
第5426号	救命いかだ（その他の救命いかだ）（滑水装置用膨脹式救命いかだ）	12DKF＋	〃	〃
第5427号	〃	16DKF＋	〃	〃
第5428号	〃	20DKF＋	〃	〃
第5429号	〃	25DKF＋	〃	〃
第5430号	〃	35DKF＋	〃	〃
第5431号	〃	39DKFS	〃	〃

○国土交通省告示第千百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5470号	浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置	CEP100	SRC Co., LTD	R.205, BusanMultiCentre, 71 Jeoryeong-ro, Yeongdo-Gu, Busan, Republic of Korea
第5471号	自動離脱装置（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置用）	CHR110	〃	〃

○国土交通省告示第千百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－580号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ハイテックスＷ＃1009ＲⅡレベラー(8)	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目1番20号

○関東地方整備局告示第三百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千葉市若葉区中田町一一二九番五から同市若葉区中田町一一三〇番一地先まで	前	一三・〇〇～一九・五〇メートル	〇・〇〇五キロメートル
	後	一三・〇〇～一九・五〇メートル	〇・〇〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第三百一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十二日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町福士字真篠一〇八九番一から同町福士字真篠一一六七番四まで	前	最小 二八・七〇メートル	〇・〇四五キロメートル
	後	最小 一四・三〇	〇・〇四五
山梨県南巨摩郡身延町大島字椚葉六〇七一番五から同町大島字大日向六一三九番一まで	前	最小 一四・三〇	〇・〇四五
	後	最小 三七・二〇	〇・〇四五
山梨県南巨摩郡身延町帯金字大久保澤五五七六番一から同町帯金字大久保澤五七一〇番一まで	前	最小 三九・八〇	〇・一七〇
	後	最小 一七・〇〇	〇・一七〇
	前	最小 四八・六〇	〇・一七〇
	後	最小 七・〇〇	〇・一七〇
	前	最小 五三・五〇	〇・一〇四
	後	最小 一四・〇〇	〇・一〇四
	前	最小 五三・五〇	〇・一〇四
	後	最小 一四・〇〇	〇・一〇四
山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下一八八一番二から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸三九番四まで	前	最小 一八八・九〇	二九・三四〇
	後	最小 一〇〇・〇〇	二九・三四〇
	前	最小 一九三・五三	二九・三四〇
	後	最小 八八・八九	二九・三四〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所